



平成 28 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 安藤・間 (呼称:安藤ハザマ)
代 表 者 名 代表取締役社長 野村 俊明
(コード番号 1719 東証第 1 部)
問 合 せ 先 C S R 推 進 部 長 北川 智紀
(T E L . 0 3 - 6 2 3 4 - 3 6 0 6)

当社取締役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役および執行役員へのインセンティブプランとして、株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入時期や取得株式の総額等の詳細については、後日開催する取締役会において改めて決議した上で、平成 28 年 6 月下旬に開催予定の平成 28 年 3 月期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議しますので、決定次第、お知らせいたします。

記

1. 本制度の目的

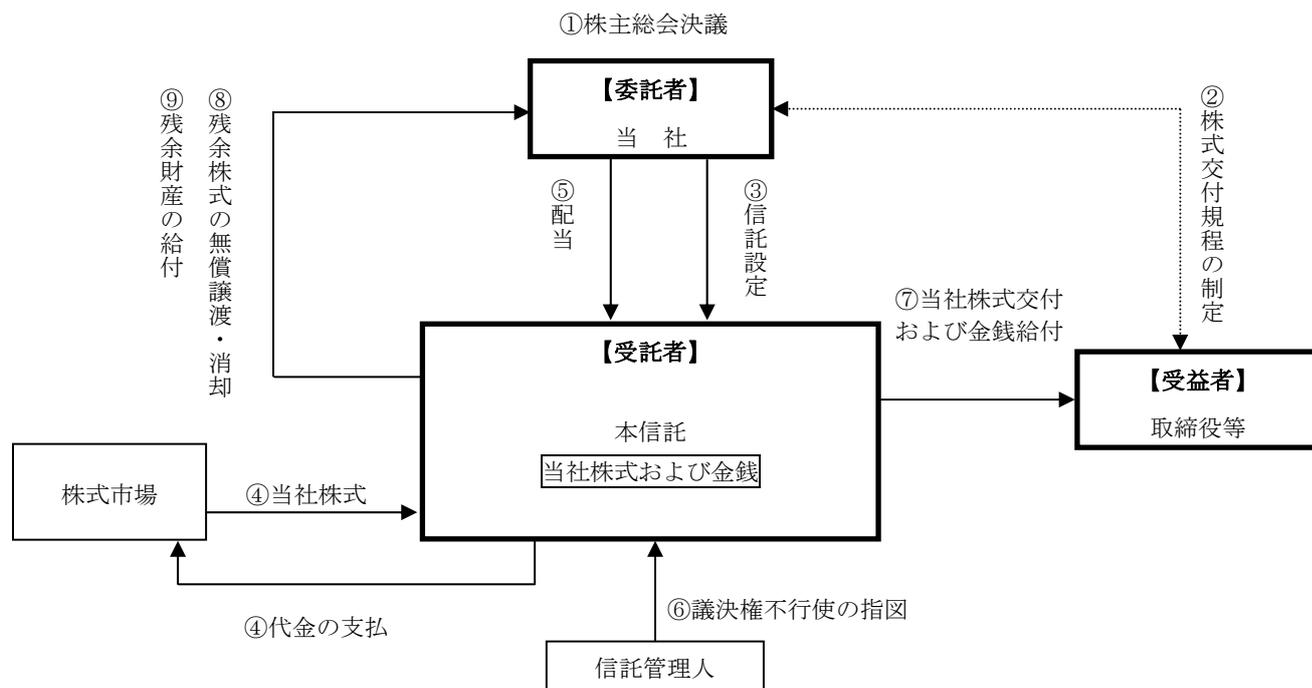
- (1) 当社は、当社取締役および執行役員（社外取締役を除く。以下「取締役等」という。）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性および客観性の高い報酬制度として、本制度を導入します^(※)。
- (2) 取締役等に対する本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。

(※) 本制度の導入により、当社取締役の報酬は、「基本報酬」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」により構成されます。

2. 本制度の概要

本制度においては、まず当社が、一定の要件を充足する取締役等を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託はあらかじめ定める当社の株式交付規程に基づき、取締役等に対して交付することが見込まれる一定数の当社株式を、あらかじめ定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社の株式交付規程に従い、信託期間中の当社の業績等に応じた数の当社株式を、取締役等に交付します。

3. 本制度の仕組み（予定）



- ① 当社は、本制度の導入に関して株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得する予定です。本信託が取得する株式数は①における株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に扱われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における業績達成度に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の締結に従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から委託者に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行うことができます。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定となっております。

(注) 当社は、株主総会で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、自社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

以 上